平成28年	1　月	昭和26年1月2日から昭和26年2月1日までに生まれた者	311,900	—
	2　月	昭和26年2月2日から昭和26年3月1日までに生まれた者	326,400	—
	3　月	昭和26年3月2日から昭和26年4月1日までに生まれた者	340,870	—

別表第三十五（第七条第二項関係）〔平成28年３月までの間に法附則第５条第６項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

法附則第５条第６項第４号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成26年	
		4　月	10　月
平成26年	5　月	円 15,200	円 —
	6　月	30,350	—
	7　月	45,450	—
	8　月	60,500	—
	9　月	75,510	—
	10　月	90,460	—
	11　月	105,370	15,200
	12　月	120,220	30,350
平成27年	1　月	135,030	45,450
	2　月	149,790	60,500
	3　月	164,500	75,510
	4　月	179,160	—
	5　月	194,110	—
	6　月	209,000	—
	7　月	223,840	—
	8　月	238,640	—
	9　月	253,390	—
	10　月	268,090	—
	11　月	282,740	—
	12　月	297,340	—
平成28年	1　月	311,900	—
	2　月	326,400	—
	3　月	340,870	—

別表第三十六（第七条第二項関係）〔平成28年３月までの間に平成６年改正法附則第11条第７項第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

平成６年改正法附則第11条第７項第３号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成26年	
		4　月	10　月
平成26年	5　月	円 15,200	円 —
	6　月	30,350	—
	7　月	45,450	—
	8　月	60,500	—
	9　月	75,510	—
	10　月	90,460	—
	11　月	105,370	15,200
	12　月	120,220	30,350
平成27年	1　月	135,030	45,450
	2　月	149,790	60,500
	3　月	164,500	75,510
	4　月	179,160	—
	5　月	194,110	—
	6　月	209,000	—
	7　月	223,840	—
	8　月	238,640	—
	9　月	253,390	—
	10　月	268,090	—
	11　月	282,740	—
	12　月	297,340	—
平成28年	1　月	311,900	—
	2　月	326,400	—
	3　月	340,870	—